

## 第9章 公害苦情への対応

### 第1節 概要

「公害」は、環境基本法（2条3項）により、以下の通り定義されています。

- 1 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる
- 2 相当範囲にわたる
- 3 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって
- 4 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

特に、3に列挙される、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害は、「典型7公害」と呼ばれています。

こうした公害に関する問題で困った場合の解決手段として、お住いの市区町村又は都道府県の公害苦情相談窓口で対応する「公害苦情相談制度」と、都道府県の公害審査会等又は国の公害等調整委員会に対応する「公害紛争処理制度」の2つの制度があります。

### 第2節 歴史

#### 1 国等における歴史

##### (1) 公害紛争処理制度の沿革

公害をめぐる紛争は、戦前においても足尾銅山の鉱毒事件を始めとして幾つかの例がありました。これが大きな社会問題としてとらえられ、その解決が国民的課題とされるようになったのは、昭和30年代後半以降のことです。この時期、我が国は、高度経済成長を遂げつつありましたが、公害の発生も増加し、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病など、大気汚染、水質汚濁等による悲惨な疾病が多発し、その被害住民と発生源とされた企業との間で大規模な紛争が生じました。

このような公害に係る紛争には、(1)当事者が多数にわたること、(2)その被害が単に財産的なものにとどまらず、直接人の生命や健康に及ぶこと、(3)被害の認定、加害行為と被害との因果関係の究明、被害額の算定が困難であること等、特有の問題がありました。

公害紛争を解決する主要な手段としては、従来から、裁判所における司法的解決がありました。民事裁判は、(1)被害者にとって、原因と被害発生との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、(2)訴訟に多額の費用を要すること、(3)手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界がありました。

こうした民事裁判とは別に、行政上の紛争処理制度として、公共用水域の水質の保全に関する法律、大気汚染防止法及び騒音規制法には、それぞれ和解の仲介の制度が規定されていましたが、公害全般についての統一的な制度ではなかったこともあり、利用件数が少なく、所期の効果を挙げていませんでした。

##### (2) 公害紛争処理法の制定

このような社会情勢の下で、公害に関する法制の整備が急がれるとともに、民事裁判

による司法的解決とは別に、手続の形式的厳格性を緩和し、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを旨とする公害紛争処理制度の確立が要請され、昭和42(1967)年に制定された公害対策基本法において「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。」と規定されるに至りました。

さらに、同法制定後、中央公害対策審議会での審議等を経て、公害紛争処理法が昭和45(1970)年に制定され、同法によって、国には総理府の機関として中央公害審査委員会を、都道府県には都道府県公害審査会を設置して、公害紛争の処理を行うこととし、これによって、行政機関による公害紛争処理制度が確立されるに至りました。

また、公害苦情は一種の生活相談として従来から地方公共団体が処理に当たってきましましたが、社会経済の高度化に伴って急増した公害苦情を、住民にとって最も身近な機関が簡易、迅速、適正に処理することの重要性にかんがみ、公害紛争処理制度の一環として、公害紛争処理法により公害苦情処理制度の整備が図られることとなりました。

### (3) 公害紛争処理制度の充実強化

公害紛争処理法の制定後も、公害紛争処理制度の一層の充実強化を図るという観点から、公害等調整委員会設置法が制定され、公害紛争処理法の一部が改正により、公害紛争について法律的判断をする裁定制度が導入されるなど制度の充実強化が図られました。

また、昭和49(1974)年には、公害紛争処理法の一部を改正する法律により、紛争を放置すれば社会的に重大な影響をもたらすような事件については、当事者からの申請を待つことなく、できるだけ早い機会に紛争処理機関があっせん等により乗り出し、紛争の早期解決に力を貸す制度として職権あっせん制度が導入されるなど、制度の一層の充実強化が図られています。

なお、平成5(1993)年11月19日に制定された環境基本法においては、今日においても、国民が健康で文化的な生活を確保するためには公害の防止は極めて重要であり、公害に係る紛争処理を行うことは依然として重要であるとの認識の下、「国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。」と規定されています。

## 2 本市における歴史

国において公害紛争処理制度が整備されたことなどを受け、本市においても昭和47(1972)年に公布した「川崎市公害防止条例(旧公防条例)」の中で苦情の処理に努めることを規定しており、平成11(1999)年に公布した「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(公防条例)」においても、その規定を引き継いでいます。

本市における公害苦情は、昭和40年代には年間200件から300件程度発生しており、主な要因は騒音苦情で、次いで大気汚染や悪臭苦情でしたが、平成10年代のダイオキシン類等や、平成20(2008)年頃のアスベストによる健康被害が社会問題となった頃は、大気汚染による苦情が騒音苦情の件数を上回った時期もありました。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、在宅勤務への切り替えなど市民の生活様式の変化があったことから、騒音に関する苦情件数が増加するなど、人々の生活様式や社会問題と苦情件数に関連が見られています。

### 第3節 対策等

公害問題でお困りのときは、公害苦情相談や調停や裁定といった公害紛争処理手続によって迅速・適正に解決を図ることができます。

#### 1 公害苦情相談

##### (1) 相談窓口

「公害苦情相談」は、身近な相談窓口で簡単な手続によって解決を図る制度です。本市においても川崎市内において発生した公害苦情相談を受け付けています。

##### (2) 公害苦情相談の流れ

本市では、騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応しています。

##### ア 公害苦情の受付

まず、「公害苦情相談窓口」で苦情の相談を行います。窓口での相談のほか、電話や手紙等の相談方法があり、相談の際には、公害の原因、程度、被害状況等について、相談員が詳しく内容を確認します。

##### イ 現地調査の実施

相談員は、申立ての内容について、被害の状況や公害発生の状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行います。

##### ウ 発生源者に対する指導・助言等

相談員は、申立ての内容、現地調査及び関係者の事情聴取の結果をもとに、公害防止のための改善策を検討します。

その上で、発生源者や関係者に対し、改善に向けた指導や助言等を行い、公害の防止・低減に向けて連絡調整を行います。

※生活騒音など、苦情相談の内容によっては、地方公共団体が発生源者に対して改善指導等ができない事案もあります。

##### エ 解決・アフターケア

相談員は、解決後も必要に応じて公害発生現場に出向いてその後の状況を確認します。



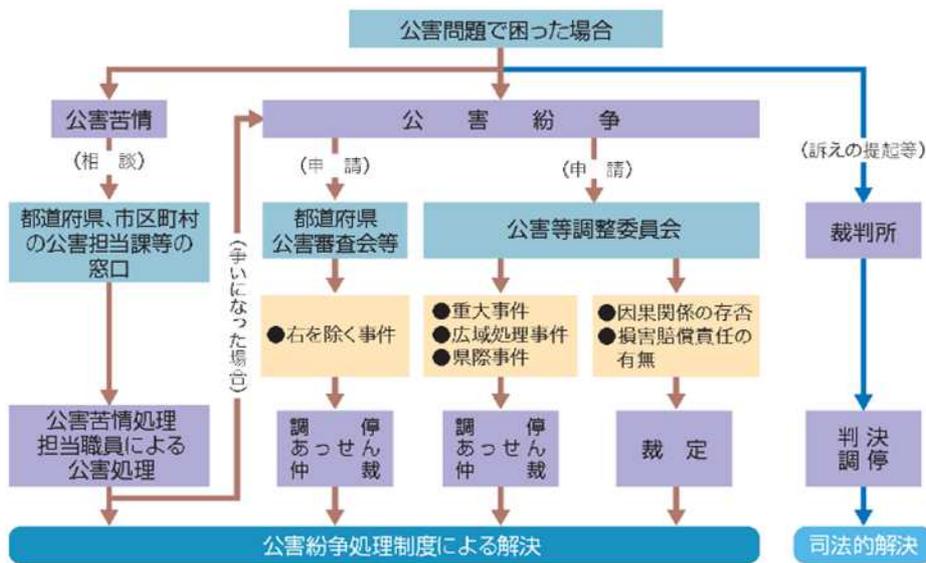
公害苦情の受付から解決まで  
(総務省 公害等調整委員会ホームページより)

## 2 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、専門の機関による紛争の解決を図るために、国や都道府県が窓口となって対応している制度で、以下のような場合は、公害紛争処理制度の活用することができます。

- 当事者間の対立が深刻な場合
- 苦情の申立後、長期間が経過して、解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
- 損害賠償の問題が中心になっている場合
- 紛争の原因について争いがある場合

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決までに多くの時間と費用が掛かるなど、被害者の救済の面では必ずしも十分でなかったことから生まれた制度で、この制度には民事訴訟に比べ、公害紛争処理機関自ら調査できる、手続が柔軟、費用も少なく済むなど、様々な特長があります。



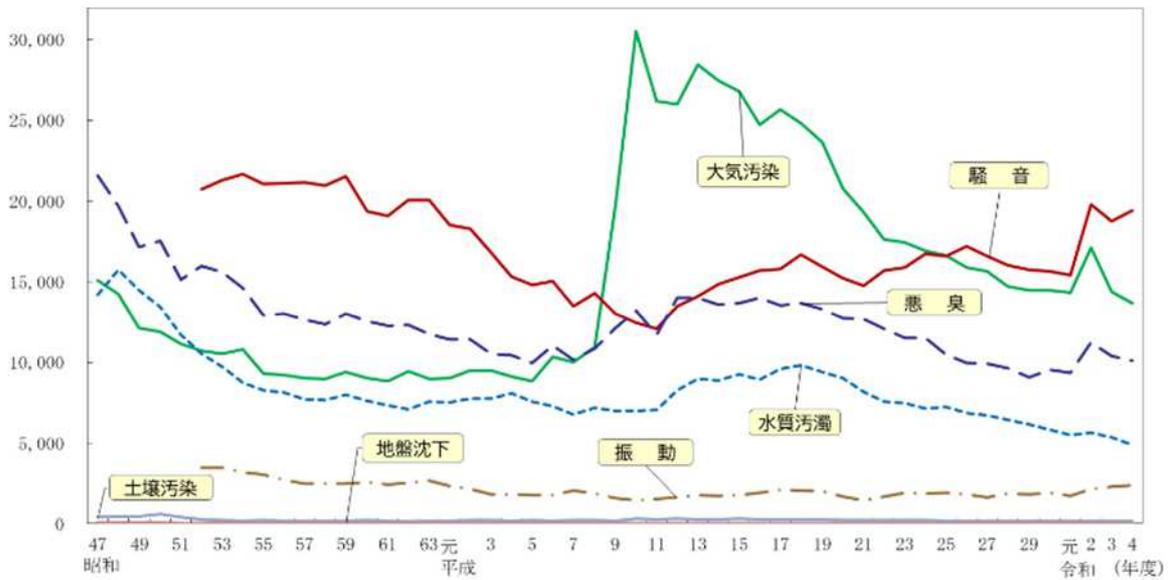
### 公害紛争処理の流れ

(総務省 公害等調整委員会ホームページより)

### 3 公害苦情調査

公害等調整委員会では、毎年度、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」に住民の方から寄せられた公害苦情の実態を把握しており、この相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理状況について、公害苦情調査結果報告書として取りまとめています。また、本市において発生または処理した公害苦情の件数についても、毎年とりまとめて公表しています。公害に関する苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、その種類は多岐にわたっており、公害問題が産業型から生活型公害へとその比率を移しつつある中で、日常生活において発生する苦情が多くなっています。

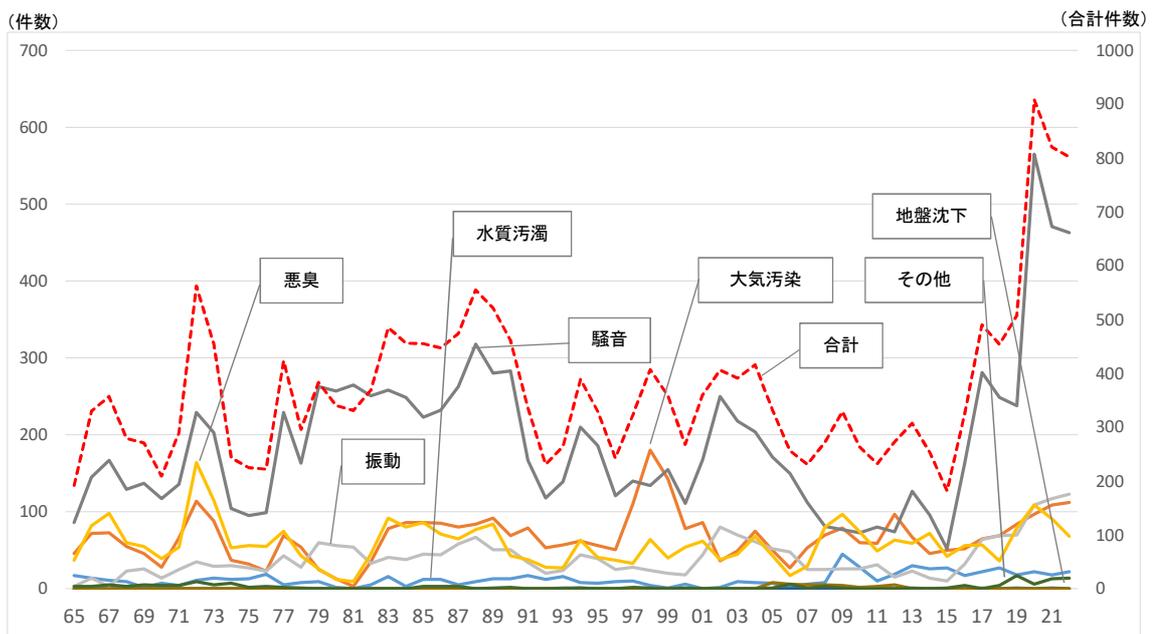
(件)



注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

#### 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移

(総務省 公害等調整委員会ホームページより)



※種類ごとの発生件数は左軸、合計件数は右軸を参照

#### 本市における公害苦情発生件数の推移